

# 冬季特有の労働災害を防止しよう!



厚生労働省 北海道労働局 労働基準監督署(支署)

北海道における冬季の労働災害は、平成20年度から平成23年度までの4年間で、冬季特有の要因による死亡災害が27件発生しており、屋根の除雪作業での墜落、路面凍結を原因とするスリップによる交通事故や作業・通行中の転倒が発生しています。また、コンクリート養生時及び採暖のために使用する練炭コンロやジェットヒーター等の使用による一酸化炭素中毒等が毎年発生しています。

そのため、冬季特有の災害防止対策について、最近発生した災害を例にしながら予防対策をまとめてみましたので、参考にしてください。

## 1 交通労働災害防止対策

災害事例①-23年1月発生(発生時刻 3時台)

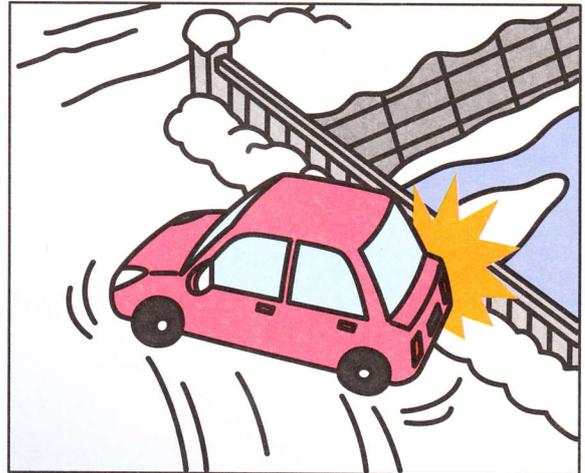
除雪された雪が雪山となって積まれた見通しが悪い、信号のない丁字路交差点で乗用車とトレーラーが衝突し、乗用車の運転者が死亡したものの。

災害事例②-23年2月発生(発生時刻 8時台)

路面がシャーベット状の道道で、対向車線をはみ出して対向してきたダンプカーと乗用車が正面衝突し、乗用車の運転者が死亡したものの。

災害事例③-24年3月発生(発生時刻 4時台)

朝刊配達で原付自転車を運転中、雪山で見通しの悪い交差点に進入し、タンクローリー車と出会い頭に衝突したものの。



### (対策)

- ・ 冬道の運転は、スピードを抑え、天候や路面状況に合わせた速度とすること。
- ・ スリップ事故を防止するため、タイヤが摩耗していないか日常点検を励行すること。
- ・ 運転者に対し、冬道の運転について交通KYT(危険予知トレーニング)を取り入れる等、安全運転教育を実施すること。
- ・ 過去の災害事例を参考に、走行する道路等の交通安全情報マップ(交通ヒヤリマップ)を作成し、安全運転教育に活用すること。
- ・ 見通しの悪い交差点では、必ず一時停止をすること。
- ・ 目的地へは余裕を持って早めに出発すること。

## 2 墜落・転落災害防止対策

災害事例①-20年2月発生(発生時刻 13時台)

被災者は、高さ4.1mのマンション屋上において、屋根の雪庇をスコップで落としていたところ、誤って地上へ墜落したものの。

災害事例②-23年2月発生(発生時刻 11時台)

工場のシャッター上部にある屋根部分(高さ約7m)の除雪作業中、工場建屋の屋根から落雪の危険があり、安全帯を外し梯子を使用して地上に降りようとしたところ、落雪に押されて地上へ墜落したものの。

災害事例③-24年2月発生(発生時刻 10時台)

海水の水質調査業務中、海水を採取するため岸壁の端に移動したところ、岸壁の雪庇を踏み抜き、海面に墜落したものの。

#### 災害事例④－24年2月発生(発生時刻7時台)

約20cm積もった倉庫の屋根の除雪作業中、屋根の一部が透明の塩化ビニール波板が張られた天窓になっており、その天窓を踏み抜いて墜落したもの。



#### (対策)

- ・ 屋根及び屋上の除雪作業を行うときは、作業員に安全帯及び保護帽を使用させること。
- ・ 安全帯を使用することができるよう、親綱を設けること。
- ・ 親綱の取り付け設備は、降雪前に丸環等の設置を検討すること。
- ・ 除雪場所の下は、バリケード又はカラーコーンで囲むなどして、立入禁止とすること。

### 3 転倒災害防止対策

#### 災害事例①－22年1月発生(発生時刻12時台)

被災者は、生コンクリート出荷準備のため、ミキサー車の点検作業中、凍結した床で転倒し死亡したもの。

#### 災害事例②－22年2月発生(発生時刻19時台)

被災者はトラック(12t)を運転し、事業場の敷地から道路に出たところ、タイヤがスリップしたため、タイヤチェーンを後輪近くに置き運転席に戻る途中に足を滑らせて転倒、頭部を強打し仰向けの状態で倒れていたところを、近隣住民により発見されたもの。

#### 災害事例③－22年3月発生(発生時刻18時台)

被災者は、事業場敷地内にある屋外ゴミ集積場へゴミを捨てに行く途中凍結路面で転倒し、頭蓋骨骨折、脳挫傷により死亡したもの。

#### (対策)

- ・ 靴は保温性が高く、かつ、滑りにくいものを履くこと。
- ・ 通路等の凍結防止対策(融雪剤、砂の散布等)を講じること。

### 4 重機災害防止対策

#### 災害事例－23年2月発生(発生時刻18時台)

橋梁の撤去工事に伴う道路造成作業終了後、ドラグ・ショベルを運転し除雪等を行っていたが、後進したところ覆帯が雪庇に乗り、雪庇が崩壊したためドラグ・ショベルが転倒、水中に運転席が埋没し、被災者は低体温症となり死亡したもの。

#### (対策)

- ・ 事前に作業場所の地形、地質等を調査し、調査結果に適応する作業計画を定めること。
- ・ 重機が転落する危険のある場所には、路肩の崩壊防止、誘導員の配置の措置等を講じること。

### 5 共通対策

- ・ 冬季特有の要因を盛り込んだ、危険性の特定、リスクの見積り及びその結果に基づくリスク低減措置(リスクアセスメント)を実施すること。
- ・ 災害事例を取り入れた安全衛生教育を実施すること。

# 冬季における労働災害防止対策

平成24年11月  
北海道労働局

## 共通事項

- 1 気象情報に十分注意し、悪天候時には作業を禁止すること。
- 2 寒冷な作業環境下での長時間労働は避けること。
- 3 寒冷な作業場等には、いつでも利用できる、適切な暖房設備を備えた休憩施設を設けること。
- 4 防寒具の着用等により、身体の動きが鈍くなることから、無理な作業は極力避け、余裕を持った工期を設定すること。
- 5 作業開始前にKYT（危険予知トレーニング）活動を実施すること。
- 6 災害事例を取り入れた安全衛生教育を実施すること。
- 7 冬季特有の要因を盛り込んだ、危険性又は有害性の特定、リスクの見積り及びその結果に基づくリスク低減措置（リスクアセスメント）を実施すること。
- 8 安全管理者、衛生管理者等安全衛生管理責任者は、作業環境の把握に努め、危険要因の事前排除に努めること。また、上記対策を推進するため、安全管理体制を見直し、必要な人員を配置すること。
- 9 労働災害の発生に迅速・的確に対処するため、緊急連絡体制を整備し、関係者に周知徹底を図ること。

## 交通労働災害防止対策

- 1 冬道の運転は、スピードを出し過ぎないこと。
- 2 目的地へは余裕を持って早めに出発すること。
- 3 車間距離は夏場の倍以上とすること。
- 4 交差点へは減速して近付くこと。
- 5 道路には除雪された雪が高く積み上げられていることが多く、そのため視界障害となり、歩行者等の発見が遅れることが多いことから、交差点や家並みが続くところでは、スピードを落とす等、特に注意すること。
- 6 スリップによる事故を防止するため、摩耗したタイヤを使用することがないように日常の点検を励行すること。
- 7 運転者に対し、冬道の運転について交通KYT（危険予知トレーニング）を取り入れる等、安全運転教育を実施すること。
- 8 過去の災害事例等を参考に、走行する道路等について交通安全情報マップ（交通ヒヤリマップ）を作成し、安全運転教育に活用すること。

## 墜落・転落等災害防止対策

- 1 屋根の除雪作業における墜落・転落災害防止等
  - (1) 屋根の除雪作業を行うときは、墜落防止のため、作業員に安全带を使用させること。
  - (2) 安全带を使用することができるよう、親綱を設けること。
  - (3) 保護帽を着用させること。
  - (4) 移動はしごの転位防止のため、はしごの上部を固定すること。
  - (5) 屋根の除雪作業を行うときは、一箇所に多数の作業員を配置しないこと。
  - (6) 屋根の除雪にあつては、上部から下部に向かい行うこと。
  - (7) 屋根の除雪を行っているときは、屋根の下方での作業は行わないこと。（立入禁止）
- 2 足場等における墜落・転落災害防止等
  - (1) 作業開始前に、足場板上の除雪を行うこと。
  - (2) 氷結等滑りやすい状態のときは、氷を溶かすなどの措置を講じること。
  - (3) 作業開始前に、手すりの設置状況をはじめ、上記事項について点検を実施すること。

### 3 転倒災害防止対策

- (1) 靴は保温性が高く、かつ、滑りにくいものを使用すること。
- (2) 通路等は凍結防止対策（融雪剤、砂の散布等）を講じること。

## 重機等による労働災害防止対策

### 1 視界の確保等

- (1) 重機等の運転に際し、作業開始前に当該機械に積もった雪を払いのけること。
- (2) ワイパーによる払拭が適切になされるか、その性能を確認すること。
- (3) フロントウインドーガラス及びリヤウインドーガラスの熱線等が正常か確認すること。

### 2 接触の防止等

- (1) 誘導者には、視界不良の場合であっても、運転者が容易に判別できる色彩の手旗等を使用させること。
- (2) 誘導者には、視界不良の場合であっても、運転者が、誘導者の位置を容易に識別できるよう、蛍光ベスト等の衣服を着用させること。
- (3) ヘルメットは、白色より赤色等が望ましく、LEDが点灯するものの導入を検討すること。
- (4) 誘導者には、重機等の作業範囲の外側で誘導させること。その場合、あらかじめ作業位置、合図の方法等を定めるとともに、作業位置の除雪や雪を踏み固める等の措置を講じること。

### 3 重機等の転落防止等

- (1) 路肩等からの転落災害を防止するため、上記2による誘導者を配置すること。
- (2) 路肩には、路肩の位置を示すポール等の標識を設置すること。
- (3) 斜面等の下方で作業を行うときは、過去における当該場所での雪崩発生の有無を調査すること。
- (4) 一時に多量の降雪があった場合、雪面に亀裂が生じている場合等、雪崩が予想される場合は、作業を中止すること。
- (5) 雪崩が予想される場所での作業に当たっては、監視人を配置するとともに、あらかじめ退避場所を確保すること。

## 一酸化炭素中毒防止対策

- 1 コンクリート養生等に練炭、ジェットヒーター等を使用する場合は、当該場所は一酸化炭素中毒の危険のある場所であることから、養生中は立入禁止の措置を講じること。
- 2 やむを得ず立ち入る場合は、換気を行い、一酸化炭素の濃度を測定する等、安全を確認してから立ち入らせること。
- 3 あらかじめ換気の方法、保護具の使用法、作業手順、災害時の救出方法、応急措置等を定めること。
- 4 当該場所の入口には、「一酸化炭素中毒危険場所」等の表示を行うこと。
- 5 災害が発生した場合の救出時には、送気マスクまたは空気呼吸器を着用させること。
- 6 応急措置としては、胸を開いて呼吸を楽にさせること、酸素吸入をすること、呼吸抑制のときは人工呼吸を施すことが必要であり、一刻も早く病院に収容すること。
- 7 換気が不十分な箇所での内燃機関の使用を禁止すること。
- 8 倉庫等の内部でフォークリフトを使用する場合は、原則としてバッテリー式のフォークリフトを用いること。

やむを得ずガソリンエンジン式やLPG式等、内燃機関を有するフォークリフトを使用する場合は、窓や出入口を開放し、十分に換気を行うこと。

必ずチェック  
最低賃金!

北海道最低賃金  
時間給

719 円

北海道内で事業を営む使用者及びその事業場で働く全ての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む）に適用される北海道（地域別）最低賃金が改定されました。

平成24年10月18日発効